

# EUの建設製品指令 (CPD) とその改正案

松井謙二\* 木村 慎\*\* 菊地 稔\*\*\*

## 1. はじめに

欧州連合 (EU) において、1989年に施行された建設製品指令<sup>1)</sup> (Construction Products Directive、以下CPD) は、建設分野の技術基準と技術認証の根幹をなすもので、建設分野に関するEU加盟各国の法律や規定等を融和させるために主要な役割を果たし、CEマーキングを通して建設製品のEU域内での自由な流通に多大な貢献をしてきた。

しかし、20年に及ぶ実際の運用から様々な問題も指摘されてきており、CPD改正に係る公開協議 (Open Consultation) が2006年3月17日から3ヶ月間インターネットを通して実施され、合計319件もの多くの意見が寄せられている<sup>2)</sup>。これらをふまえたCPD改正案<sup>3)</sup> (Construction Products Regulation、以下CPR) が2008年春に欧州委員会から公開された。

CPD改正のポイントは、1) 明確化、2) 信頼性の補強、3) 簡略化という3つのキーワードに要約される。このCPRは、ここ数年をかけてEU閣僚理事会およびEU議会にて条文の審議が進められる予定である。

本稿は現行CPDとその問題点を概説するとともに、CPD改正案 (CPR) のポイントを紹介するものである。

## 2. 現行の建設製品指令 (CPD)

### 2.1 基本的要求事項

CPDは、表-1に示すように10章24条とI~IVの附属書から構成されている。その附属書Iに規定された「基本的要求事項 (Essential Requirements、以下ER)」はすべてのEU加盟各国の土木・建築法規を反映したものであり、域内すべての建造物 (works) に適用されるものである。ERは、ER 1「耐力と安定性」、ER 2「火災時の安全性」、ER 3「衛生、健康および環境」、ER 4「使用時の安

表-1 CPDの目次構成

第1章	適用分野・定義・要求・ 技術仕様及び製品の自由な移動
第2章	整合欧州規格 (hEN)
第3章	欧州技術認証 (ETA)
第4章	解釈文書
第5章	適合証明
第6章	特別な手順
第7章	通知機関 (製品認証機関)
第8章	建設常置委員会
第9章	セーフガード条項
第10章	最終条項
附属書I	基本的要求事項
" II	欧州技術認証 (ETA)
" III	技術仕様への適合証明
" IV	試験所、検査機関 及び製品認証機関の承認

全性」、ER 5「騒音に対する防護」、及びER 6「エネルギーの節約および熱の保存」の6項目から構成されている。

### 2.2 CEマーキング

EUが域内市場統合を実現するための重要なツールとして導入したCEマーキング (CE marking) 制度は、EU市場に供給される製品が「基本的要求事項」に適合していると認められれば、製造者にCEマーキングを貼付する権利が与えられるものである。図-1 (次頁) に、建設製品に適用されるCEマーキングラベルの例を示す。

CEマーキングを貼り付けた製品は域内を自由に流通することが可能となることから、CEマーキングは域内でのパスポートの役割を果たすものであり、加盟各国固有のカイトマーク (英BSI) やDINマーク (独DIN) といった品質マークとは異なるものである。

CEマーキングが強制か任意かについては、現状では加盟国間でも解釈が分かれている<sup>4)</sup>。英国、アイルランド、スウェーデン、フィンランドの4カ国は、“CPDでは加盟国にCEマーキングを強

The Construction Products Directive (CPD) of the EU and its revision



図-1 CEマーキングラベルの例

制させる用語、すなわちshall、またはmustは用いられておらず、CEマーキングは強制ではない”と解釈している。その他の加盟国では、他国に輸出する、しないにかかわらずCEマーキング無しの建設製品が国内市場に出回することは許されないが、英国はじめ4カ国では、CEマーキング無しで国内市場に流通することが許されている。これはCEマーキング取得に相当な費用がかかることから、製造者、特に零細企業に配慮した施策とも推察されている。

### 2.3 技術仕様

CEマーキングを貼付できる製品の性能特性を規定した技術仕様 (technical specifications) には、欧州標準化委員会 (CEN) が担当する整合欧州規格 (harmonised European Standards、以下hEN) と、欧州技術認証機構 (EOTA) が担当する欧州技術認証 (European Technical Approvals、以下ETA) の2つがある。これらは、欧州委員会からの命令 (マנדート) を受けCENやEOTAが策定するものである。

建設製品には、しばしばどの加盟国の法規にも規定されていない特性 (characteristics) が盛り込まれている場合がある。このため、hENでは、一般の欧州規格 (EN) と異なり特別に附属書ZA (Annex ZA) を有しており、そこに規定された特性をCEマーキングの対象とする工夫がなされている。Annex ZA.1節はCEマーキングの対象となる特性のみを記述したもので、CEマーキング

取得のためのチェックリストの役目を果たしている。

CEマーキング取得の望ましいルートは、hENを利用したCENルートによるものであるが、1) その規格ができていない場合、2) 規格策定に時間がかかるような場合、さらには3) 製品が在来規格から逸脱しているような場合にはEOTAルートによるETAが利用される。このように、新製品や新技術/新工法関連はEOTAルートに回されることが多い。なお、その技術が十分に成熟した段階で、ETAはhENに転換されることになっている。

### 2.4 通知機関

CEマーキングの適合性評価を行う第三者機関は、特別に通知機関 (Notified body) と呼ばれ、カイトマークやDINマークなどを取り扱う製品認証機関 (Certification body) と名前が区別される。現在、通知機関が具備すべき要件は、CPD附属書IV (試験所、検査機関及び製品認証機関の承認) の基準によることとされている。

すなわち、

- 要員、手段及び設備が調達できること、
- 要員の技術的能力及び職業的誠実さがあること、
- 試験の実施、報告書の作成、証明書の発行及び指令に定めるサーベイランスの実施における公平さがあること、
- 要員による職業上の機密が保たれること、
- 国家の法律のもとに国により保険がかけられているか、あるいは民間責任保険に加入していること、

が規定されている。

また、EOTAの要件はCPDの第10条に、1) 科学的、実用的な知識をもとに、新しい製品の使用上の適性を評価すること、2) 関連製造者、およびその代理人の興味に関し公平な決定をすること、3) すべての関連する団体の貢献度をバランスの取れた評価に揃えること、と規定されている。

しかし、これらの要件は極めて曖昧なため、より厳格に定義することが求められている。

## 3. 現行CPDの問題点と対策

現行のCPDで指摘されている主な問題点は、

- 1) 加盟国に運用上の解釈を委ねる指令

(Directive) という形式であるため、加盟国ごとに適用状況に差が生じている（先に述べたように、英国など4カ国は「CEマーキングは強制ではない」という見解を取っている）こと、2) CPD付属書IVに規定されている通知機関やEOTAの要件があいまいで、各国の機関間の能力に著しい差があること、3) CEマーキングの取得に高い費用を要し、製造者、特に零細企業にとって大変な負担となっていること、などである。

2008年春、欧州委員会は現行CPD（建設製品指令、89/106/EEC）<sup>1)</sup>に代わるCPD改正案（CPR、建設製品の市場活動の調和条件に関する規則案）<sup>3)</sup>をEU閣僚理事会およびEU議会に提案している。本提案に関するプレスリリースは、参考文献5)、6)に示すウェブサイトから入手できるので参照されたい。

そこでは、上記の問題に対処するため加盟国による国内法制化を要せずに、EUで規定した条文を直接適用できる規則（Regulation）という形式にすることや、通知機関などが具備すべき要件のISO/IEC規格への整合化による厳格化などが提案されている。

## 4. CPD改正案(CPR)のポイント

### 4.1 新規の“基本的要求事項”

表-2にCPRの目次を示す。ここで、附属書Iの“基本的要求事項”の英文名が現行CPDのEssential RequirementsからBasic Works Requirements (BWR)に変更されるとともに、新たに7番目のBWR（BWR-7と呼ばれる）として、「自然資源の持続可能な使用（SUSTAINABLE USE OF NATURAL RESOURCES）」が追加されている。

これは、欧州委員会がEU市場において革新的な製品、サービスおよび技術のための新しい市場構築を目指して、リード・マーケット・イニシアチブ（Lead Market Initiative、LMI）<sup>7)</sup>という施策を展開していることに関連したものである。LMIには6つの市場が提案されているが、その一つに「持続可能な建設（sustainable construction）」が含まれている。これは建設分野の環境に及ぼす負荷を低減するために、設計・施工における従来の方法を変更しようとするものであり、その考え方が新たなBWR-7の導入にも

表-2 CPRの目次構成

第1章	一般
第2章	製品性能の宣言とCEマーキング
第3章	製品製造者の義務
第4章	整合技術仕様（hEN & ETA）
第5章	技術評価機関(EOTAメンバー機関)
第6章	簡略化手続き
第7章	担当部局と通知機関
附属書 I：基本的要求事項（BWR）	
附属書 II：ETAの発行手順	
附属書 III：CEマーキングに記載する情報	
付属書 IV：技術評価機関への要求事項	
附属書 V：通知機関への要求事項	

反映されている。

### 4.2 明確化に係る改正

建設製品のためのCEマーキングは、EU市場において「製品の性能に関する適切な情報の宣言を行うもの」と定義され、製品の安全性を保証するものではないことが明確にされた。また、hENに従った製品性能の宣言は強制であることも明記された。したがって、これからはhENに基づく製品が市場に置かれる場合には、他国に輸出する、しないにかかわらず必ずCEマーキングが必要となる。

### 4.3 信頼性の補強に係る改正

製品がhENを満たしているかどうかを判定する通知機関、および新製品、新技術開発を認証するEOTAメンバー機関の指名要件について、CPDでは曖昧な規定しかなかったが、厳格な要件を規定しCEマーキング制度の信頼性向上を図っている。

### 4.4 簡略化に係る改正

簡略化はCPD改正の最大の目的とされる。CPDの実際の適用を通じて得られた経験に基づき、CEマーキング取得のコスト低減策により製造者（特に、10人以下の零細企業）の経営的負担を減らす工夫がなされている。例えば、小規模零細企業の場合、ある条件のもと特別技術文書（Specific Technical Document）をもって性能維持の検査および証明を省略することができるなど簡略化が図られている。

## 5. CPRの我が国への影響

EUに建設製品を輸出する我が国製造者にとって、CEマーキングの取得が必須となることから、前述のようなCPRの趣旨や内容を十分に理解しておく必要がある。

また、CPRは我が国の構造物の設計・施工等にも影響を与えることが想定される。例えば、CPRに規定された“基本的要求事項”には今回新しくBWR-7（サステナビリティ）が盛り込まれている。これを受け、EUでは次世代ユーロコード開発のため、その技術委員会CEN/TC 250（Structural Eurocodes）においてどのようにサステナビリティを基準に反映させるかの検討が始められている<sup>8)</sup>。今後、我が国の技術基準の策定、改正に際しても、サステナビリティは重要なキーワードの一つとして考慮すべきものと考えられる。

## 6. おわりに

これまで、我々土木技術者の間でも「基準」はごく一般的な用語であったのに対して、「適合性評価」や「認証」にはあまり馴染みがなかったと思われる。しかし、基準には必ずそれを満足しているかどうかの適合性評価が必要なものである。

適合性評価が国際的にクローズアップされたのは1995年のWTO/TBT協定の締結からといえる。この協定では、強制分野、任意分野を問わず、基準・規格は国際規格に基づいて作成し、それに対する適合性評価の手続きは、国際標準化機関が発表したガイド・規格または勧告に基づいて作成することとされている。すなわち、ここでは世界各国の基準認証制度の国際統合化を要求している。貿易立国である我が国は、貿易における技術的障害を取り除く目的で締結されたWTO/TBT協定を遵守すべき立場にあり、我が国だけしか通用しな

いローカルルールがあるとなれば国際統合化を図って改正する必要がある。

適合性評価に関する国際統合化の手本とされているのがEU市場の統合に用いられたEUの基準認証制度であり、建設製品指令（CPD）はその根本をなすものである。これからもその動向に注目していく必要がある。

## 謝 辞

本文を作成するにあたって、中尾晃史氏（前欧州連合日本政府代表部一等書記官）からは貴重なご教示、ご示唆をいただきました。ここに記して、感謝の意を表します。

## 参考文献

- 1) 欧州理事会：Council Directive 89/106/EEC of 21 December 1988 on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to construction products, 1989
- 2) 欧州委員会：The Revision of the Construction Directive. The Stakeholder Consultation: Summary Results and Analysis, 2006
- 3) 欧州委員会：Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Laying Down Harmonised Conditions for the Marketing of the Construction Products, 2008
- 4) 松井謙二：建設製品指令（CPD）と英国の対応、土木ISOジャーナル、土木学会技術推進機構、Vol.11、pp.96～102、2005.3.
- 5) <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/795&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
- 6) <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/342&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
- 7) URL (<http://ec.europa.eu/enterprise/policies/innovation/policy/lead-market-initiative/>)
- 8) CEN/TC250 N798：THE EUROCODES AND THE CONSTRUCTION INDUSTRY, 2009.

松井謙二\*



独立行政法人土木研究所  
つくば中央研究所技術推  
進本部 招聘研究員  
Kenji MATSUI

木村 慎\*\*



独立行政法人土木研究所  
つくば中央研究所技術推  
進本部 主任研究員  
Makoto KIMURA

菊地 稔\*\*\*



独立行政法人土木研究所  
つくば中央研究所技術推  
進本部 上席研究員  
Minoru KIKUCHI